

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和6年度 公文書開示（7月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
1	R6. 5. 7	R6. 7. 2	東京都配偶者暴力被害者等 セーフティネット強化支援交 付金について東京都が作成・ 取得した書類の文字通り全 て、ただし請求人が過去に取 得した文書は除く	322		1					1		1		1				(7 条 2 号) 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそ れがあると認められるため (7 条 4 号) 公にすることにより、特定の個人の行動予定等が明 らかにされ、その結果これらの人々が犯罪の被害者 となるおそれがあると認められるため (7 条 6 号) 非公開の審査委員会の情報であり、公にすること により、委員との信頼関係を損ね、審査委員会の開催 が困難となるおそれがあると認められるため	生活文化ス ポーツ局都民 生活部男女平 等参画課
2	R6. 6. 18	R6. 7. 4	東京都青少年の健全な育成に 関する条例の解説																(1 8 条 第 2 項) 図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、若しくは貸し 出すことを目的とする施設において管理されている 公文書であって、一般に閲覧させ、若しくは貸し出 すことができるとされているもの又はインターネッ トの利用その他実施機関の定める方法により公表若 しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載さ れた公文書については、当該公文書の開示をしない ものとする。	生活文化ス ポーツ局都民 安全推進部都 民安全課
3	R6. 5. 14	R6. 7. 12	生活文化スポーツ局担当の、 令和 6 年度犯罪被害等のリス クを抱える若者に係る相談窓 口の運営委託に関する東京都 が発行、取得した全ての文 書。	407	1															生活文化ス ポーツ局都民 安全推進部都 民安全課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
4	R6. 5. 14	R6. 7. 12	生活文化スポーツ局担当の、令和6年度犯罪被害等のリスクを抱える若者に係る相談窓口の運営委託に関する東京都が発行、取得した全ての文書。			1					1	1	1		1			(7条2号) 役職名、委員名及び口座情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため不開示 (7条3号) 公表されていない担当者の連絡先を公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため不開示 (7条4号) 印影を公にすることにより、法人印の偽造等の当該法人の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから不開示 (7条6号) 職員の個人メールアドレスを公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示 審査基準は、都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、今後の行政運営に支障をきたす可能性があるため不開示	生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課
5	R6. 7. 4	R6. 7. 18	令和4年度海の森水上競技場の「四半期別収支計画書・実績報告書」の写し	1		1						1						(7条3号) 不開示部分は、事業者の内部管理に属する情報であり、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。	生活文化スポーツ局スポーツ施設部経営企画課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
6	R6. 6. 7	R6. 7. 25	・令和4年度公文書開示状況(6月決定分)生活文化スポーツ局の整理番号1、2の公文書のうち、3TOKYO2020国渉K第1号「アーカイブ資産協定の締結について(依頼)」及び、3才計調第254号「アーカイブ資産協定の締結について(回答)」以外のもの。 ・令和4年度公文書開示状況(8月決定分)生活文化スポーツ局の整理番号16、17の公文書。 ・第4、5回アーカイブ管理委員会の会議資料・議事録。	607	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
8	R6. 6. 4	R6. 7. 29	下記リンクのアプリについての以下の文書 https://www.asahi.com/articles/ASS633CX2S630XIE01XM.html 1 2024年6月の報道発表資料全て					1										当該文書を作成しておらず、存在しないため。	生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課
9	R6. 6. 4	R6. 7. 29	下記リンクのアプリについての以下の文書 https://www.asahi.com/articles/ASS633CX2S630XIE01XM.html 2 事業の文書インデックス															当該公文書については、条例第6条第2項の規定に基づき令和6年6月24日付事務連絡により補正の実施を依頼したが、期限までに回答がなく、条例第6条第1項2号に規定する事項が明らかとならないため。	生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課
10	R6. 7. 17	R6. 7. 31	知事視察随行者の旅費請求内訳書(令和6年7月4日分)	1		1				1								(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)	生活文化スポーツ局総務部総務課
11	R6. 7. 17	R6. 7. 31	プレス向け取材案内(令和6年7月2日付「都知事の私立幼稚園視察について(取材案内)」)	3	1														生活文化スポーツ局私学部私学行政課
12	R6. 7. 17	R6. 7. 31	知事視察対応者の旅費請求内訳書(令和6年7月4日分)	7		1				1								(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)	生活文化スポーツ局私学部私学行政課